



令和7年度 第1回 始良市地域自立支援協議会

日 時 令和7年8月5日（火）午後1時30分～
場 所 始良市役所 2号館2階 委員会室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 報告事項
 - (1) 委員の変更（6人 名簿参照）
 - (2) 始良市地域自立支援協議会及び同専門部会について
 - (3) 地域生活支援拠点等について
- 4 議事
各専門部会から
 - ア 相談支援部会
 - イ 子ども部会
 - ウ 就労支援部会
 - エ 精神・地域・くらし部会（精神保健福祉部会）
- 5 その他
事務連絡（鹿児島保護観察所から）
- 6 閉会

【資料】

- 1 始良市地域自立支援協議会及び同専門部会について
- 2 地域生活支援拠点等 登録事業所
(参考) 地域生活支援拠点等について
- 3 各専門部会から
(参考) 障害者（児）サービス受給者の皆様へのお知らせ（モニタリング実施場所）
(参考) 「就労選択支援」のご案内
(参考) 始良市地域自立支援協議会要綱

議 事

各専門部会から

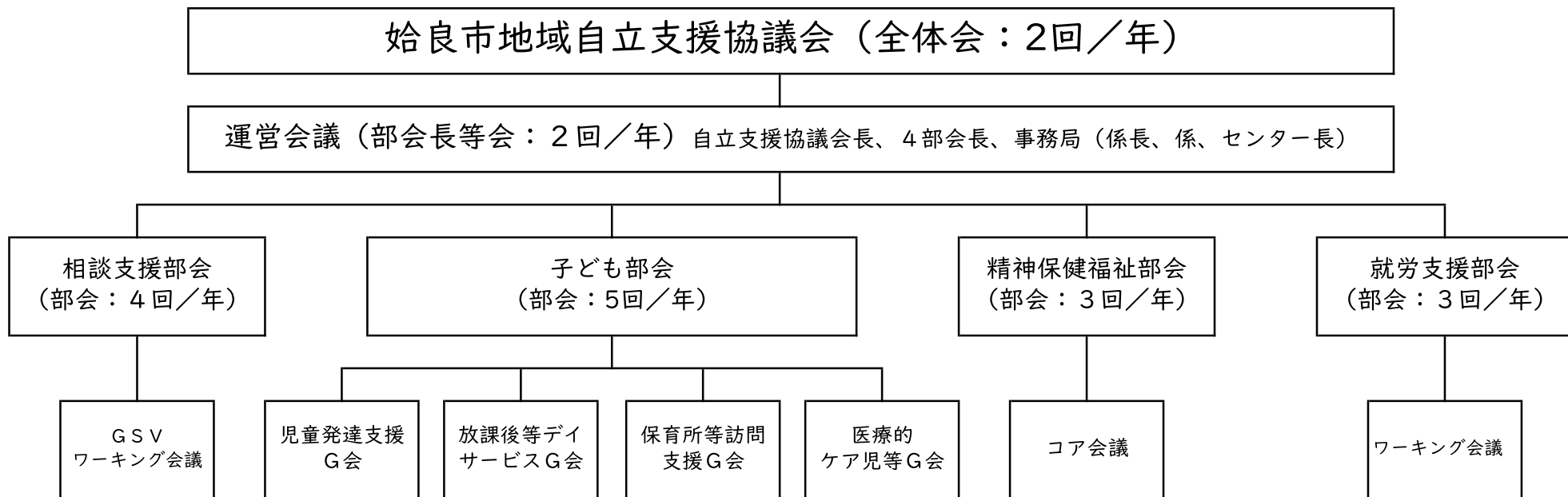
その他

始良市地域自立支援協議会 名簿

令和6年7月30日～令和9年3月31日

	区分	委員構成	団 体	役 職	氏 名
1	1号委員	障害者関係団体の代表者	始良市身体障害者協議会	会長	<u>永野 正武</u>
2			始良市手をつなぐ育成会	副会長	長尾 文磨
3	2号委員	民生委員、児童委員の代表者	始良市民生委員・児童委員協議会連合会	理事	今別府 成美
4	3号委員	地域自治組織の代表者	始良市校区コミュニティ協議会連絡会	会長	野口 治將
5	4号委員	障害者福祉サービス事業所の代表者	地域生活支援事業所アシスト	施設長	樋之口 亮
6			ウイングプランセンター（相談支援部会 部会長）	管理者	遠矢 昭子
7			障害者支援施設 喜びの里	施設長	豊満 和正
8			サン・ヴィレッジ始良	施設長	山之内 浩子
9	5号委員	関係行政機関の職員	鹿児島県始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	課 長	<u>末吉 智子</u>
10			始良市社会福祉協議会	会 長	<u>久保 良昭</u>
11	6号委員	学識経験を有する者	鹿児島国際大学	名誉教授	養毛 良助
12	7号委員	保健、医療機関の関係者	鹿児島県立始良病院地域医療連携室（精神保健福祉部会 部会長）	副地域連携室長	狩元 美奈子
13	8号委員	教育、雇用及び就労に関する機関の関係者	県立加治木特別支援学校	校 長	奥村 さゆり
14			始良市教育委員会 学校教育課	教育部次長兼課長	<u>松尾 明</u>
15			障害福祉サービス事業所セルフあいら（就労支援部会 部会長）	施設長	羽月 賢治
16	9号委員	障害者及び障害児の発達及び療育に関する機関の関係者	障害者支援施設 さちかぜ	管理者	小門口 幸二
17			児童発達支援センター虹の家（子ども部会 部会長）	施設長	<u>田原 勝徳</u>
18	10号委員	その他市長が必要と認める者	始良市保育協議会	副会長	<u>福富 智章</u>

令和7年度 始良市地域自立支援協議会（組織図）



会議名	主な構成メンバーの所属等	人数
地域自立支援協議会	障害者団体の代表者、民生委員・児童委員の代表者、地域自治組織の代表者、障害者福祉サービス事業所の代表者 地域振興局、社会福祉協議会、大学、特別支援学校、学校教育課、就労事業所、子ども部会長、相談支援部会長 精神保健福祉部会長、就労支援部会長、療育事業所代表、保育協議会	18人
相談支援部会	相談支援専門事業所、社会福祉協議会	16人
子ども部会	療育機関等、保育所、特別支援学校（コーディネーター、保護者）、病院（小児科、発達外来） 県こども総合療育センター、始良市役所（子どもみらい課、学校教育課）、保健所	18人
精神・地域・くらし部会 (精神保健福祉部会)	病院（精神科、一般）、相談支援事業所、グループホーム、地域振興局保健福祉部（地域保健福祉課） 就労継続支援B型事業所、始良市役所健康保険課（成人保健係）	17人
就労支援部会	就労継続支援A型・B型事業所、公共職業安定所・障害者就業・生活支援センター	34人

令和7年度 始良市地域自立支援協議会専門部会の業務等について

始良市地域自立支援協議会	始良市障害者基幹相談支援センター事業	専門部会開催に向けての考え方	専門部会
(所掌事務)	(業 務)		(目的と協議内容)
(1) 障害者の自立支援に係る 地域の課題への対応に 関すること	(1) 訪問等による総合的かつ専門的な相談支援の実施に関する業務	※ 相談支援部会に関係する地域課題の発見・共有を図る。 ※ S V等による学習会やテーマにそった研修会等を通して、相談支援専門員間の連携を図るとともに、資質向上に努める。 ※ 年4回の専門部会並びに学習会・研修会等を開催する。 ※ 者・児の合同・単独等、協議内容や連絡等に応じて開催の仕方を工夫する。	相談支援部会 目的 ・ 個別の相談支援に係る共通する課題や地域課題について情報共有する。 ・ 相談支援に関わる者が相互に学びあい、専門性を高めるとともに資質向上に努める。 協議内容 ・ 3障害や発達障害及び難病等に対する一体的な支援、専門性を確保するためのシステムづくりに関すること ・ 各機関が抱える処遇困難事例等から課題を抽出し、社会資源の開発と活用に関すること ・ 地域移行、地域定着の促進するための体制整備に関すること ・ 権利擁護体制の整備や啓発などに関すること ・ 障がい福祉計画の進捗状況の確認及び対応等に関すること
(2) 障害者の相談支援事業に 関すること	(2) 市内の相談支援事業者に対する専門的な指導及び助言に関する業務		子ども部会 目的 ・ 障がい児の支援に関する課題や地域課題について情報共有する。 ・ 障がい児の支援に携わる者として連携を図り、専門性を高めるとともに資質向上に努める。 協議内容 ・ 各関係機関の活動状況の情報交換や支援者の資質向上に関すること ・ 障害児福祉サービスにおける地域課題に関すること (児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療的ケア児 各グループ会議) ・ 保育所等や療育施設及び学校・教育機関との連携に関すること ・ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援に関すること ・ 「療育支援ガイドブック」に関すること ・ 障がい児福祉計画の進捗状況の確認及びに対応等に関すること
(3) 地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に 関すること	(3) 市内の相談支援事業者に対する研修会等を通じた人材育成に関する業務	※ 子ども部会に関係する地域課題の発見・共有を図る。 ※ 未就学児及び年齢児童生徒等に関する保育・教育・療育・保健・医療に係る協議・研修等を通して、部会員の資質向上に努める。 ※ 障害児福祉サービスを提供する事業所間の連携を図るとともに、指導員等の資質向上や人材育成に努める。 ※ 年間5回の専門部会並びに研修会等を開催する。	就労支援部会 目的 ・ 障がい者の就労や地域移行等に関する課題や地域課題について情報共有する。 ・ 就労支援に携わる支援者の資質向上に努める。 協議内容 ・ 支援を必要とする障がい者に対し就労及び生活支援の一体的な取組に関すること ・ 事業所等が抱える処遇困難事例等から共通する地域課題への対応に関すること ・ 支援を必要とする障がい者の雇用促進及び社会復帰等の促進に関すること ・ 雇用・医療・保健・福祉・教育等の関係機関との連携・協力に関すること ・ 「就労応援ブック」に関すること ・ 障がい福祉計画の進捗状況の確認並びに対応等に関すること
(4) 法第88条第10項の規定により、意見を求められた市障害福祉計画の策定又は変更に係る答申に 関すること	(4) 市内の相談支援機関との連携強化に関する業務	※ 就労支援部会に関係する就労移行、就労定着並びに地域移行、地域定着等に係る地域課題の発見・共有を図る。 ※ 一般就労や就労移行支援及び就労継続支援等に関する情報収集や意見交換等を通して、部会員の資質向上に努める。 ※ 障害者福祉サービスを提供する事業所の連携を図るとともに、支援員等の資質向上や人材育成に努める。 ※ 年間3回の専門部会並びに研修会等を開催する。	(仮)精神・地域・くらし部会 目的 ・ 精神保健福祉の抱える課題や地域移行等に関する地域課題について情報共有する。 ・ 精神保健福祉に携わる支援者の資質向上に努める。 協議内容 ・ 精神障がい者が地域の一員として安心して、自分らしい暮らしをするための各種 サービスの紹介や相談支援の提供体制の整備に関すること ・ 精神科及び一般科病院を退院後、地域移行、地域定着の促進を図るための体制整備(就労・住居・居宅介護サービス等)及び医療機関からの助言に関すること ・ 精神障がい者等のひきこもりや地域トラブル等の地域課題に係る対応等に関すること ・ 成年後見制度や権利擁護に関すること ・ 「精神保健福祉ガイドブック」に関すること ・ 障がい福祉計画の進捗状況の確認及びに対応等に関すること
(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条及び第18条に規定する障害者差別解消支援地域協議会及び当該協議会の所掌事務に 関すること。	(5) 始良市地域自立支援協議会に係る業務		
(6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第32条第2項に掲げる市町村障害者虐待防止センターの業務			
(7) 障害者等の権利擁護のための必要な援助			
(8) 地域移行・地域定着支援に関する業務			
(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第15号に掲げる啓発活動及び障害を理由とする差別に関する相談業務			
(10) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要と認められる業務			

令和7年度 専門部会 開催予定表

※部会の合同実施（コラボ）については、部会長同志で検討していく。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
自立支援協議会 全体会 年2回					8/5 第1回					第2回 (予定)			
会場：始良市役所 庁舎内会議室													
部会長会 (運営会議) 年 2～3回		5/14 第1回 部会前			8/1 全体会前				全体会前				
会場：始良市役所 庁舎内会議室		2号館 相談室			2号館 相談室								
相談支援部会 年4回			11日 (水)			10日 (水)	8日 (水)				4日 (水) ※第1水曜		(基本) 第2水曜日 15:00開始
会場：始良市役所 庁舎内会議室			本館 会議室										
子ども部会 年5回		21日 (水)		16日 (水)		17日 (水)		19日 (水)				11日 (水)	(基本) 第3水曜日 10:00開始
会場：始良市役所 庁舎内会議室		本館 会議室		社会福祉 協議会	8/27研修会開催								
就労支援部会 年3回			24日 (火)				28日 (火)				24日 (火)		(基本) 第4火曜日 15:30開始
会場：公民館ほか			本館 会議室										
精神・地域・くらし部会 (精神保健福祉部会) 年3回		28日 (水)				24日 (水)			24日 (水)	研修会開催予定			(基本) 第4水曜日 15:00開始
会場：始良市役所 庁舎内会議室		本館 会議室											

始良市委託事業所サービス内容一覧(地域生活支援拠点等)

(50音順) (R7.8.5現在)

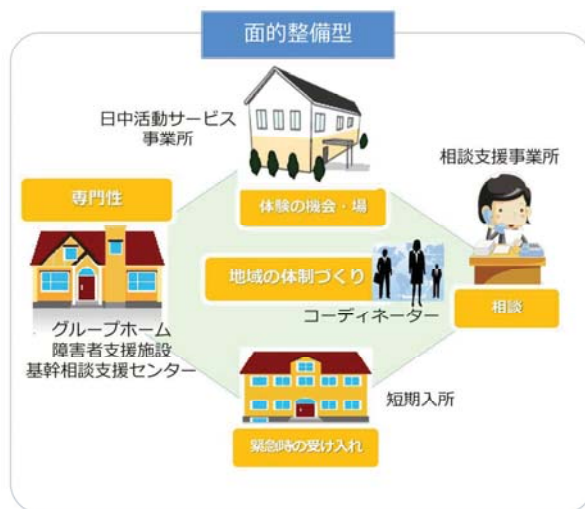
	サービス 事業所	電話番号	事業所住所	相談	緊急 対応 の 受	体験 の 機 会 ・ 場	専門 的 ・ 人 材 の 成 保	地 域 の 体 制	備考
1	鹿児島サン・ヴィレッジ始良	0995-66-3990	始良市平松1180番地3	●	●				
2	グループホーム晴町	070-3797-0482	始良市西宮島町5番2		●				
3	グループホーム ヴィライヴ	0995-73-7730	始良市三拾町970番地		●				
4	障害者支援施設 喜びの里	0995-63-5677	始良市加治木町日木山2455番地1		●				
5	生活支援センター さちかぜ	0995-62-3051	始良市西宮島町5番1	●					

V 地域生活支援拠点等について

1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化や障がいの重度化などを見据え、「①相談」「②緊急時の受入れ及び対応」「③体験の機会及び場の提供」「④専門的人材の確保及び養成」「⑤地域の体制づくり」といった機能を備え、障がい者やその家族の緊急事態に対応を図るための拠点のことです。

本市では、地域における複数の機関が分担してそれぞれの機能を担う面的整備型で整備を進めており、令和5年8月に初めての事業所登録がなされました。



※厚生労働省資料より

2 利用について

原則として、本市がサービスの支給決定を行っている（現在、支給決定を受けていなくても、今後申請した場合、本市が支給決定することになる方を含みます）18歳以上65歳未満の障がい者が、介護者や保護者の急病などの場合に利用できます。基本的に緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に対応することとなります。

利用についての相談は、登録されている事業所か市役所の窓口（長寿・障害福祉課）で受け付けます。登録されている事業所は市の窓口又はホームページで確認できます。

・「地域生活支援拠点等」に関する市ホームページのアドレス

<https://www.city.aira.lg.jp/shogai/kurashi/fukushi/shogaisha/kyoten.html>

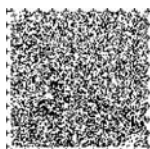


スマートフォンのカメラなどで読み取ってアクセスすることが可能です。

第3次始良市障がい者計画

第7期始良市障がい福祉計画・第3期始良市障がい児福祉計画 (概要版)

発行年月	令和6年3月
発行	鹿児島県 始良市
編集	始良市 保健福祉部 長寿・障害福祉課
	〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
	Tel0995-66-3251 Fax0995-65-6964



相談支援部会 活動報告

令和 7 年 8 月 5 日

令和 7 年度第 1 回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R6 年度第 2 回始良市地域自立支援協議会（2/4）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和 7 年 2 月 12 日 (水)	13 : 30～ 15 : 00	令和 6 年度第 4 回相談支援部会 「ピアサポーターの話を聞いてみよう」 「居宅介護事業所間のネットワーク作りについて」
2	令和 7 年 3 月 16 日 (日)	11 : 00～ 15 : 00	第 13 回あいら福祉祭り 障害に対する啓発および相談対応
3	令和 7 年 6 月 11 日 (水)	15 : 00～ 17 : 00	令和 7 年度第 1 回相談支援部会 ・ R6 年度活動報告 ・ R7 年度活動計画 ・ イベント時の相談窓口について ・ モニタリングについて

2 部会から見てきた始良市の課題

(1) 福祉人材確保への取組

全国的に課題になっている福祉人材の不足（特にヘルパー）について市で取組めることと考え事業所間の連携や情報交換、研修などの場をどうするか検討してきた。

現在、「始良市ヘルパー協議会」ができ、年 2 回程度の情報交換や学びの場が持てるようになった。すでに 1 回目は開催、次回は 10 月を予定している。

今後はグループホームや生活介護等も事業所間のつながりが必要ではないか。

(2) 各関係機関との連携とモニタリングのありかた

前年度からモニタリング時の関係機関との連携について検討してきた。

今年度はもう一度相談支援業務の基本に立ち返り、本来定められている相談員が自宅を訪問して行うというプロセスで行っていく計画である。

(3) 地域課題の検討、人材育成

昨年度より、6 人の主任相談支援専門員が集まり、人材育成になるような取組を検討している。現在は 2 回話し合いをし、今後学びたいことや希望することなどを相談支援部会員向けにアンケートを作成している。主任相談支援専門員会の位置づけや相談部会での役割等、今後とも検討していく。

3 今後の予定

(1) 相談支援部会

第 2 回 9 月 10 日 「就労選択支援について」

令和 7 年 10 月、令和 8 年 2 月予定

(2) ワーキンググループ、GSV

令和 7 年 11 月、令和 8 年 1 月予定

子ども部会 活動報告

令和7年8月5日

令和7年度第1回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R6年度第2回始良市地域自立支援協議会（2/4）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和7年5月21日 (水)	10:00～11:30	1 今年度の協議テーマに関するアンケート結果について 2 今年度の活動計画について 3 今年度の研修会テーマについて
2	令和7年7月16日 (水)	10:00～11:30	1 「福祉と教育の連携（会議の目的、調整方法）」について 2 5歳児健診について

2 部会から見てきた始良市の課題

(1) 福祉と教育の連携について

福祉サービスのそれぞれの会議等の目的や情報の整理について、話し合い、部員は理解したが、それをどのように、各療育施設や園・学校等はどう浸透させていくのかが課題であると考えた。

特に、モニタリングにおいては、居宅が基本であることをどう知らせていくかが課題であると思われる。また、居宅になった場合、「それならば・・・」と療育を断る保護者等が出てくる可能性はないか。

(2) 5歳児健診について

医師の確保が課題だと言われていたが、その通りだと思われる。計画段階で十分な連携が必要になってくるとと思われる。

3 今後の予定

研修会について

日時：令和7年8月27日（水）13:00 受付 13:30 開催

会場：始良公民館 大ホール 2階会議室1～3

内容：講演会「発達に特性のある子どもへの支援及び教育と福祉の連携・協働について

就労支援部会 活動報告

令和 7 年 8 月 5 日

令和 7 年度第 1 回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R6 年度第 2 回始良市地域自立支援協議会（2/4）以降）

	開催日	時 間	協議事項
1	令和 7 年 2 月 25 日 (火)	15 : 30～16 : 30	◇事例発表（1 事業所） ・ゆいの里 「多機能型事業所の強みを生かした支援」 ◇1 年間の振り返り ・部会（事例発表等）について ・コラボ部会について ・WG について ・「びいすまいるマルシェ」について
2	令和 7 年 6 月 24 日 (火)	15 : 30～16 : 30	◇令和 7 年度の活動開催予定について ◇就労移行・継続事業に関する調査報告 ◇障害者優先調達推進法に関する実績について ◇就労選択支援について

(ワーキンググループ)：毎月第 3 水曜日に開催予定

開催日	内 容
・期間中の開催実績なし	

(研修会)

開催日	内 容
未 定	・未 定

(イベント)

開催日	内 容
未 定	・障がい者就労支援普及イベント「びい すまいるマルシェ 2025」の開催

2 部会から見てきた始良市の課題

- (1) 障害の多様化に対応する支援の在り方。
- (2) 工賃向上に向けての取組
- (3) 一般就労移行に向けた各事業所の取組
- (4) 就労選択支援事業への対応

3 今後の予定

- (1) 部会（10 月・2 月）
- (2) ワーキンググループ（毎月第 3 水曜日）

精神・地域・くらし部会（精神保健福祉部会） 活動報告

令和 7 年 8 月 5 日

令和 7 年度第 1 回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R6 年度第 2 回始良市地域自立支援協議会（2/4）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和 7 年 5 月 28 日 (水)	15:00～16:30	令和 7 年度活動計画 精神保健福祉部会の改組（案）について

2 部会から見てきた始良市の課題

- (1) 精神疾患を理解する機会を作ることや関係機関との支援体制作りが必要である。
身寄りのない方や、キーパーソンがいない方への支援が困難である。
- (2) 地域包括ケアシステム構築のためにも受診拒否の方等の困難事例について事例検討を通して
支援のあり方や各機関の役割を共有する。

3 今後の予定

- (1) 第 2 回部会 9 月 24 日(水) 予定
事例検討
研修会の検討
- (2) 第 3 回部会 12 月 24 日(水) 予定
3 専門部会合同研修会

そうだんし えん 相談支援におけるモニタリングの実施場所

かん くに しめ に関する国が示すルールについて

あいらしちいきじりつしえんきょうぎかい そうだんし えん ぶかい し
【**良市地域自立支援協議会 相談支援部会**からののお知らせです！

Q. そもそも……モニタリングってなに???

モニタリング……そうだんし えん せんもんいん とうりようけいかく しょうがいじし えん りようけいかく さくせいご
利用者(障害児)及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行いながら、
定められた期間ごとに利用者(障害児)の居宅(等)を訪問し、利用者等(障害児等)への面接を通して、
サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の実施状況を把握すること

モニタリングの実施場所

しょうがいしゃ りよう ばあい きょたく しょうがいじし えん し せつとう にゅうしよし せつ せいしんかびょういん
障害者の利用の場合：居宅、障害者支援施設等(入所施設)、精神科病院

しょうがいじ りよう ばあい きょたく
障害児の利用の場合：居宅

りようしゃ ふだんせいかつ ばしよ じっし
⇒**いずれも、利用者が普段生活している場所で実施**



※相談支援におけるモニタリングにおいて、居宅を訪問するのは、担当の相談支援専門員です(通所先の支援員等、その他関係者は相談支援におけるモニタリングにおいては訪問しません)。

Q. なぜ、通所先の事業所等ではなく居宅(普段生活している場所)で実施する必要があるの???

○ サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、障害者及び障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要がある、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、障害者及び障害児が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合には適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められず、自宅訪問が必要であるため(厚生労働省 相談支援に関するQ&A 4～5頁)。

しょうがいしゃ じ 障害者(児)サービス受給者の皆様におかれましても、相談支援専門員によるモニタリング

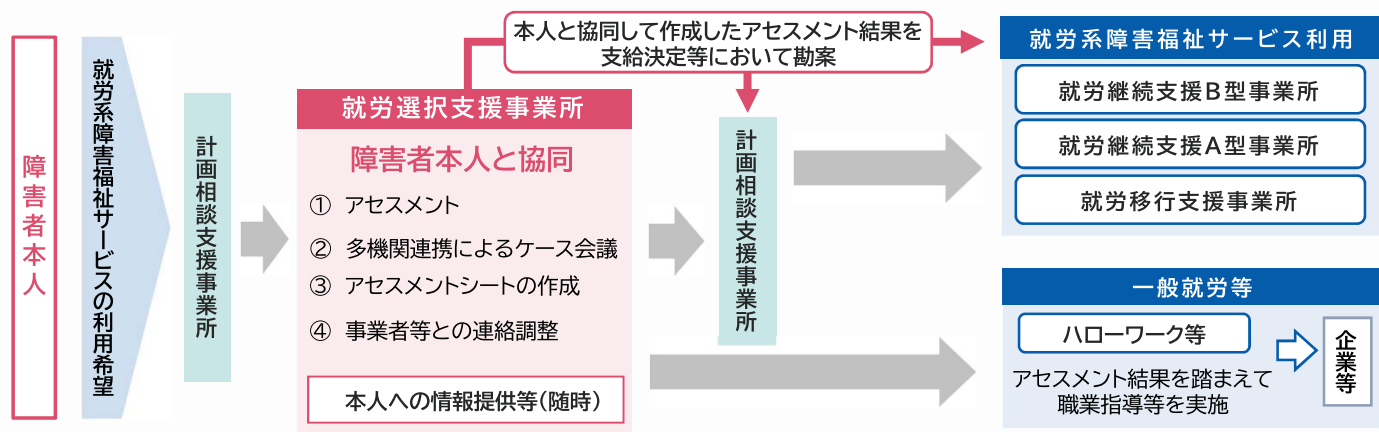
てきせい じっし きょうりよく ふめい てん たんとう そうだんし えん じぎょうしよ かくにん
の適正な実施にご協力ください。不明な点は、担当の相談支援事業所にご確認ください。

令和7年10月から開始される新しい就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。

就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



就労選択支援の対象者

- ・ 卒業後に、就労移行支援や就労継続支援の利用を検討している方
- ※ 就労選択支援の施行に伴い、令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり「就労選択支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が対象となります。近隣に就労選択支援事業所がない場合は自治体にご相談ください。
- ※ 特別支援学校等の生徒は、必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能です。

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用しようと考えている方
どのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方 など

自治体や相談支援事業所にご相談ください

○始良市地域自立支援協議会要綱

平成25年 7 月19日告示第408号

改正

令和元年 5 月31日告示第277号

令和 3 年 2 月11日告示第53号

令和 3 年 5 月28日告示第300号

令和 4 年 8 月 4 日告示第390号

令和 5 年 3 月30日告示第114号

令和 5 年 3 月30日告示第115号

始良市地域自立支援協議会要綱

始良市地域自立支援協議会要綱（平成22年始良市告示85号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者等の福祉に関する様々な問題について調整を図るため、始良市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 障害者の自立支援に係る地域の課題への対応に関すること。
- （2） 障害者の相談支援事業に関すること。
- （3） 地域の障害福祉関係機関の連携及び支援体制に関すること。
- （4） 法第88条第 9 項の規定により、市障害福祉計画の策定又は変更に関し、意見を述べること。
- （5） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条及び第18条に規定する障害者差別解消支援地域協議会及び当該協議会の所掌事務に関すること。
- （6） 始良市地域生活支援拠点等事業実施要綱（令和 5 年始良市告示第114号）第 4 条に規定する評価に関すること。
- （7） 始良市日中サービス支援型共同生活援助事業者の評価等に関する実施要綱（令和 5 年始良市告示第115号）第 3 条に規定する評価に関すること。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の増進に関し市長が必要と認めること。

（協議会の構成等）

第 3 条 協議会は、20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命

する。

- (1) 障害者関係団体の代表者
- (2) 民生委員・児童委員の代表者
- (3) 地域自治組織の代表者
- (4) 障害者福祉サービス事業所の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 保健、医療機関の関係者
- (8) 教育、雇用及び就労に関する機関の関係者
- (9) 障害者及び障害児の発達及び療育に関する機関の関係者
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌々年度末までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会の会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、会長が定められていない場合は、市長が会議を招集する。

(専門部会)

第7条 協議会には、第2条に掲げる所掌事項に関し、資料収集、分析その他必要な協議を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営等については、会長及び部会長が定める。
- 3 第4条から第6条まで及び前条各項の規定は、専門部会において準用する。この場合において、

「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部員」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第8条 協議会及び専門部会の委員は職務上知り得た秘密や個人に関する情報を他人に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、長寿・障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年7月19日から施行し、平成25年8月1日から適用する。
- 2 この告示の施行後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和元年5月31日告示第277号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和元年6月4日から施行する。
- (準備行為)
- 2 市長は、この告示の施行の日前においても、始良市自立支援協議会の開催に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則 (令和3年2月11日告示第53号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- (始良市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱の一部改正)
- 2 始良市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱（平成31年始良市告示第45号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和3年5月28日告示第300号)

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月4日告示第390号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日告示第114号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第115号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。